

# 特定地域街頭営業ルール実施要綱

## 「目的」

第1条 この要綱は、個人タクシー事業者の街頭営業適正化を推進するため、特定地域における街頭営業のルールを定めることにより、利用者利便を確保すると共に、交通阻害問題等の改善を図ることにより、世論と利用者の信頼を高め、個人タクシー業界全体の信頼回復を目指すことを目的とする。

## 「特定地域」

第2条 本要綱で定める特定地域とは、現に利用者利便及び自動車交通の阻害等が常態化し、協会等による指導にも係わらず、改善が見られない地域とする。

## 「街頭営業ルール」

第3条 前条による特定地域の指定に際し、個人タクシー事業者が遵守すべき、街頭営業のルールを同時に定めるものとする。

## 「特定地域・営業ルールの告知」

第4条 特定地域・営業ルールを定めたときは、会員に速やかに通知し、事業者に周知しなければならない。

- 2 本要綱は、緊急を要する時を除き、前項の周知期間（10日間）をおいた後に実施するものとする。

## 「別表」

第5条 第2条、第3条において定める、特定地域、及び街頭営業のルールは別表のとおりとする。

## 「違反に対する措置」

第6条 前条で定める規定並びにタクシー乗り場等適正運営推進制度など公的規制に違反し、あるいは本協会の是正指導に従わない者は、「街頭営業適正化指導規程」の対象事案とする。

## 「附則」

1. この要綱の改廃は、理事会にて行う。
2. この要綱は、平成16年12月20日から施行する。
3. この要綱は、平成17年4月1日一部改定実施する。（別表 特定地域及び街頭営業ルール1.(1)④、⑥、2.(2)）
4. この要綱は、平成17年9月8日一部改定実施する。（別表 特定地域及び街頭営業ルールに4を新規挿入）
5. この要綱は、平成19年2月14日一部改定実施する。（別表 特定地域及び街頭営業ルール1.(2)「銀座御門通り周辺」地図）

6. この要綱は、平成20年9月11日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルールに5を新規挿入)
7. この要綱は、平成20年11月25日一部改定実施する。(第6条、別表 特定地域及び街頭営業ルール1.(1)(2)、4、5)
8. この要綱は、平成22年1月18日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール1を削除)
9. この要綱は、平成23年9月7日一部改定し平成23年9月17日から実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール1を一部改定、3から7を追加)
10. この要綱は、平成24年5月24日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール2を一部改定)
11. この要綱は、平成24年9月19日一部改定実施する。(第6条)ただし、一般社団法人への移行にかかる改定については、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成26年5月1日)から実施する。
12. この要綱は、平成25年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成26年5月1日)から実施する。
13. この要綱は、平成26年8月18日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール2を一部改定、8を追加)
14. この要綱は、平成26年12月11日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール9を追加)
15. この要綱は、平成27年5月21日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルール2、6、8を一部改定)
16. この要綱は、平成28年9月21日一部改定実施する。(別表 特定地域及び街頭営業ルールを一部改定)

「別 表」

特定地域及び街頭営業ルール

1. 「NHK放送センター周辺」

[平成 23 年 9 月 7 日改定]

(1) NHK放送センター西門向かい側道路上

- イ 土日祭日を含め終日、客待ちの為の駐停車を行ってはならない。
- ロ 井の頭通りだけではなく、迂回路も客待ちの為の駐停車は行ってはならない。
- ハ 休憩等は、近隣住民からの要望により、他の場所で行うこと。

(2) 区道 858 号（通称本店通り）の白洋舎手前交差点から神山町交差点～神山町東交差点及び井の頭通りへの抜け道

- イ 土日祭日を含め終日、客待ちの為の駐停車は行ってはならない。
- ロ 休憩等は、近隣住民からの要望により、他の場所で行うこと。

(3) NHK西北口への入構は、必ず代々木公園交番前交差点から進行すること

- イ 途中の路地から右折及びUターンしての入構は禁止

### NHK放送センター周辺

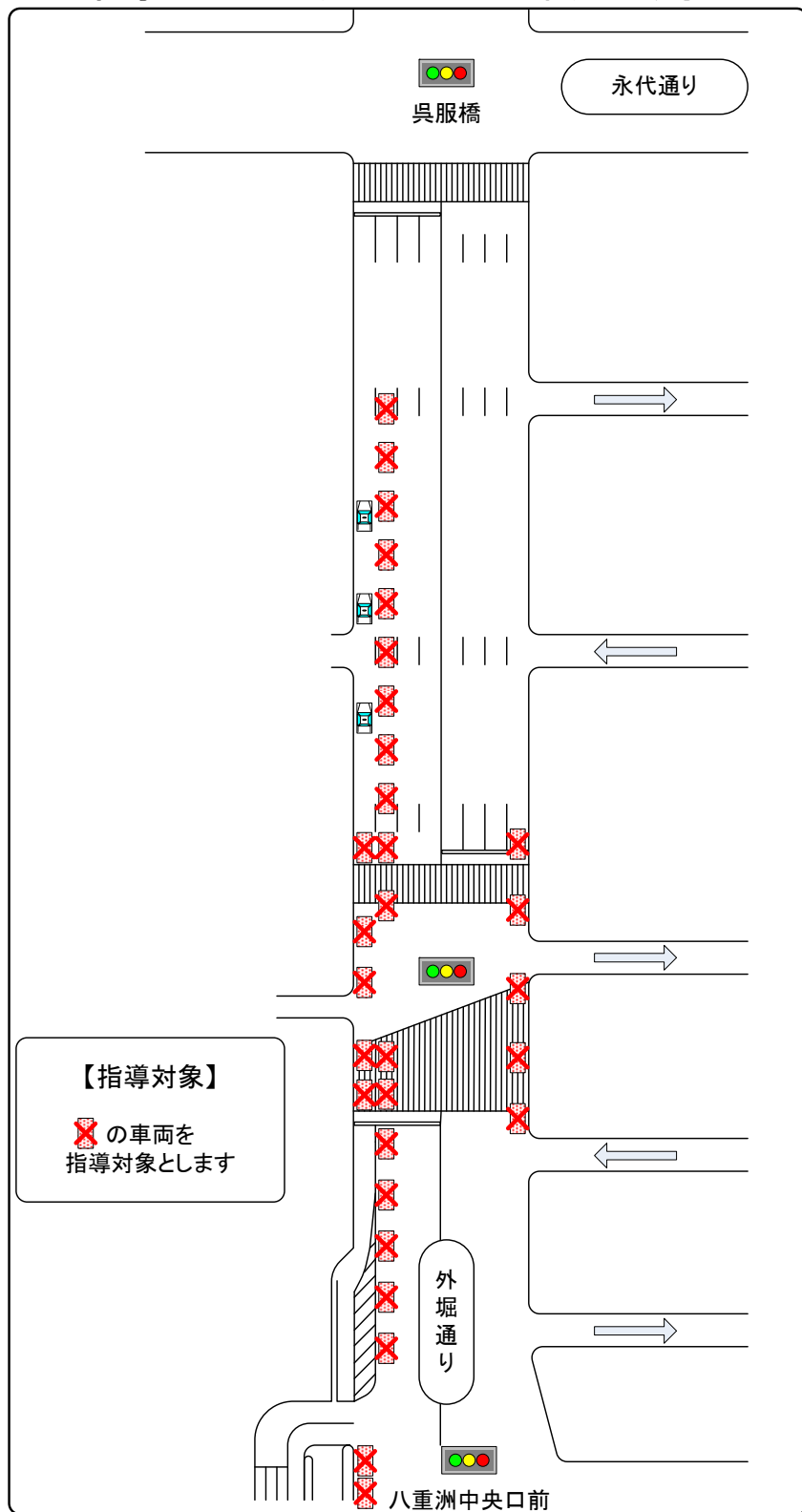


2. 「東京駅八重洲北口 外堀通り周辺」

[平成 27 年 5 月 21 日改定]

- イ 交差点内及び横断歩道上に駐停車し、通行人の通行を妨げてはならない。
- ロ 呉服橋方向に向かう待機列は横断歩道手前を最後尾とし、それ以降横断歩道上に待機をしてはならない。
- ハ 二重駐停車及び一般車両の交通妨害となる待機をしてはならない。
- ニ 客待ち待機のためのスイッチバック行為をしてはならない。

### 東京駅八重洲北口 外堀通り周辺



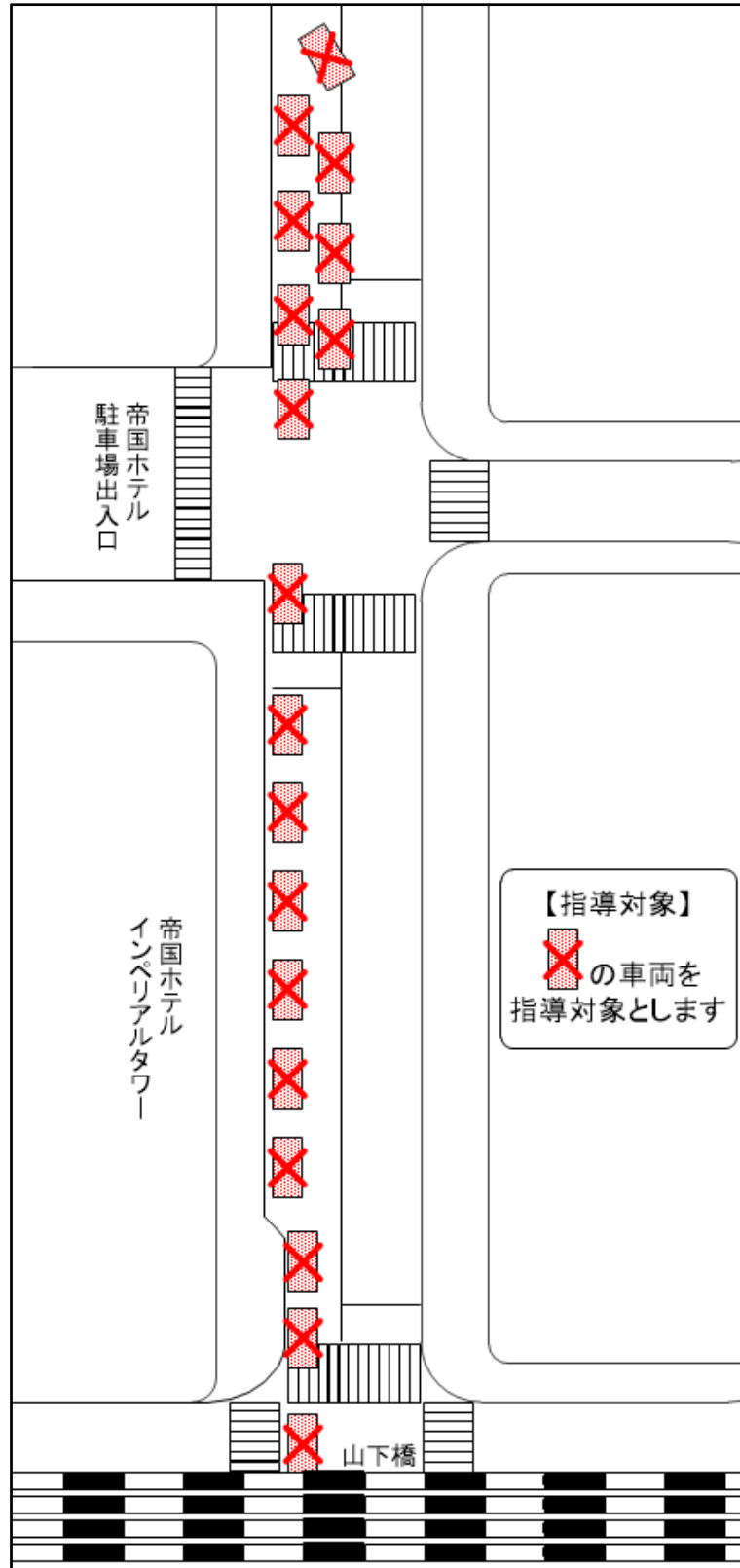
3. 「帝国ホテル前みゆき通り」

[平成 23 年 9 月 7 日指定]

規制時間：土・日、休日、祝日を除く 22 時～翌 1 時

イ 山下橋ガード下から、帝国ホテル駐車場出入口前交差点までの間における客待ちの禁止

### 帝国ホテル前みゆき通り

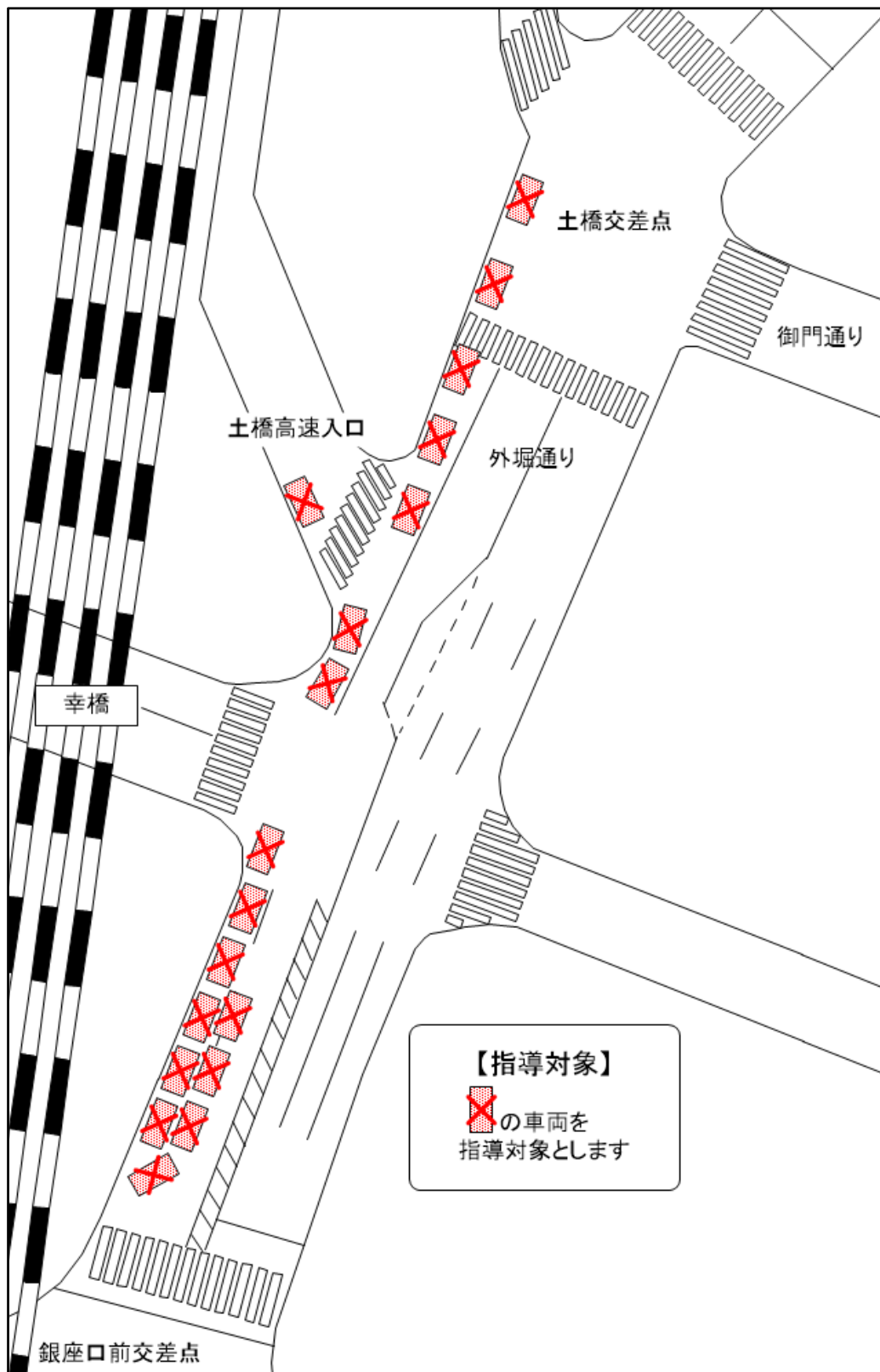


4. 「土橋高速入口内とその周辺」

[平成 23 年 9 月 7 日指定]

- イ 土橋高速入口内における駐停車並びに乗車の禁止
- ロ 銀座乗車禁止規制中における 2 号乗り場入構車列以外の客待ち待機の禁止
- ハ 二重・三重駐停車の禁止

### 土橋高速入口内とその周辺

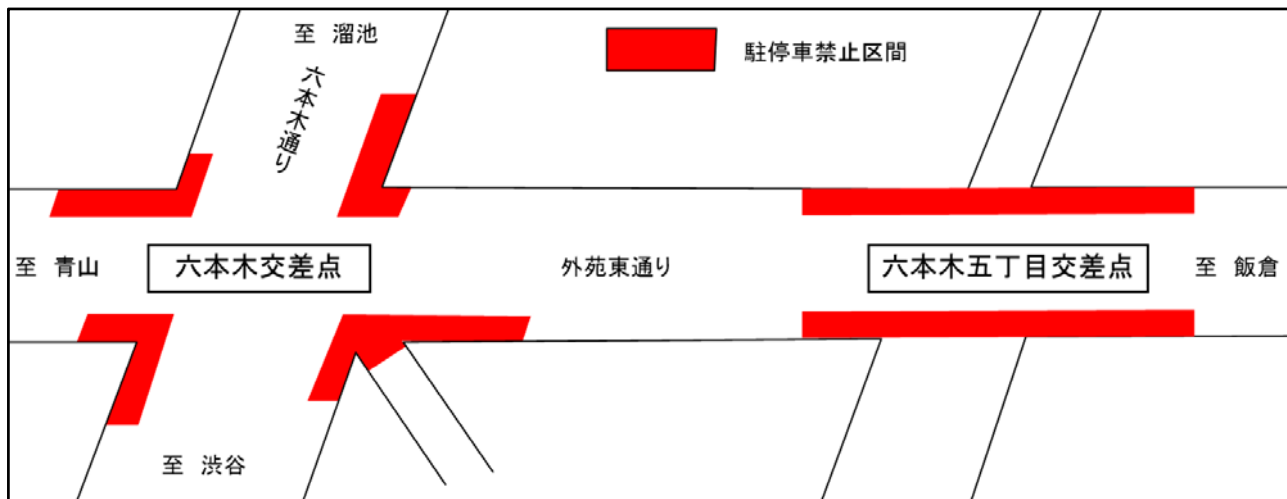


5. 「六本木交差点周辺」

[平成 23 年 9 月 7 日指定]

- イ 駐停車禁止区間における駐停車の禁止
- ロ 二重・三重駐停車の禁止
- ハ 交差点内、横断歩道上における客待ちの禁止
- ニ タクシー乗り場以外での客待ち禁止

### 六本木交差点周辺

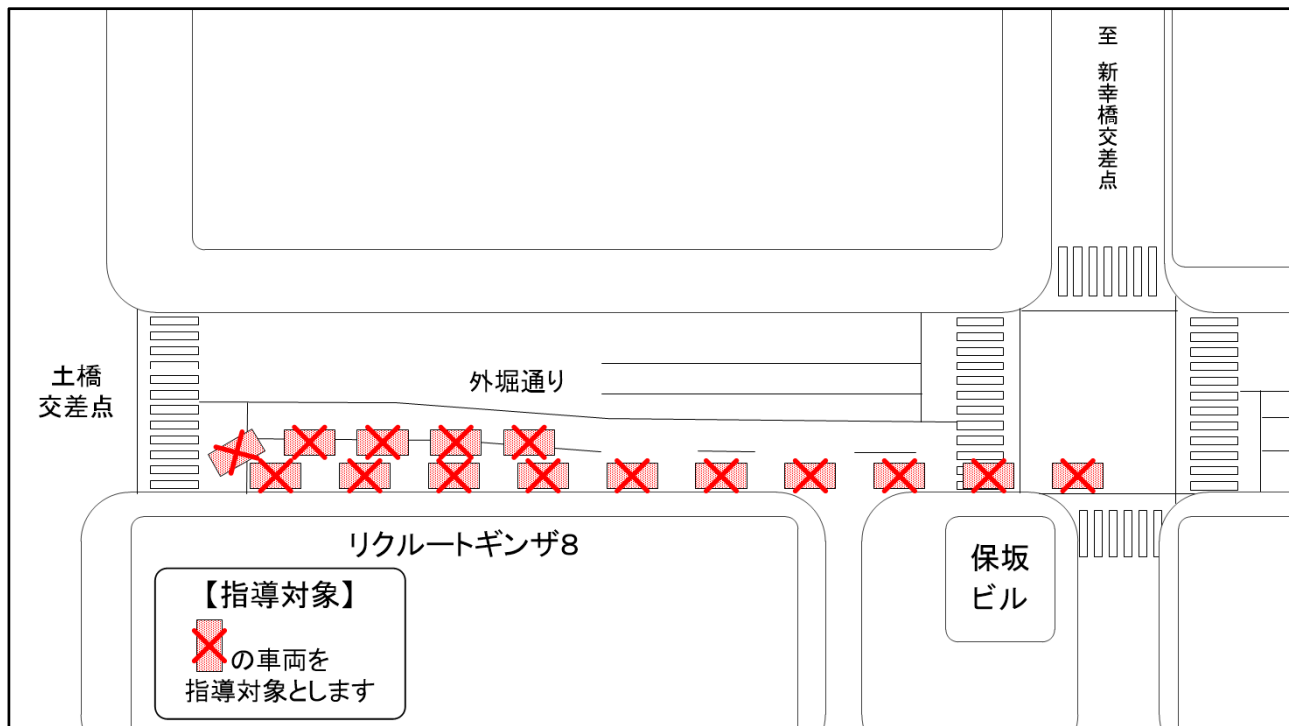


6. 「リクルートギンザ8周辺」

[平成 27 年 5 月 21 日改定]

- イ リクルートギンザ8前の外堀通りでの二重駐車の禁止
- ロ 客待ち待機のためのスイッチバック行為の禁止
- ハ 客待ちのために後退の繰り返しを伴う待機行為の禁止

### リクルートギンザ8周辺





7. 「新橋駅東口周辺」

[平成 28 年 9 月 21 日改定]

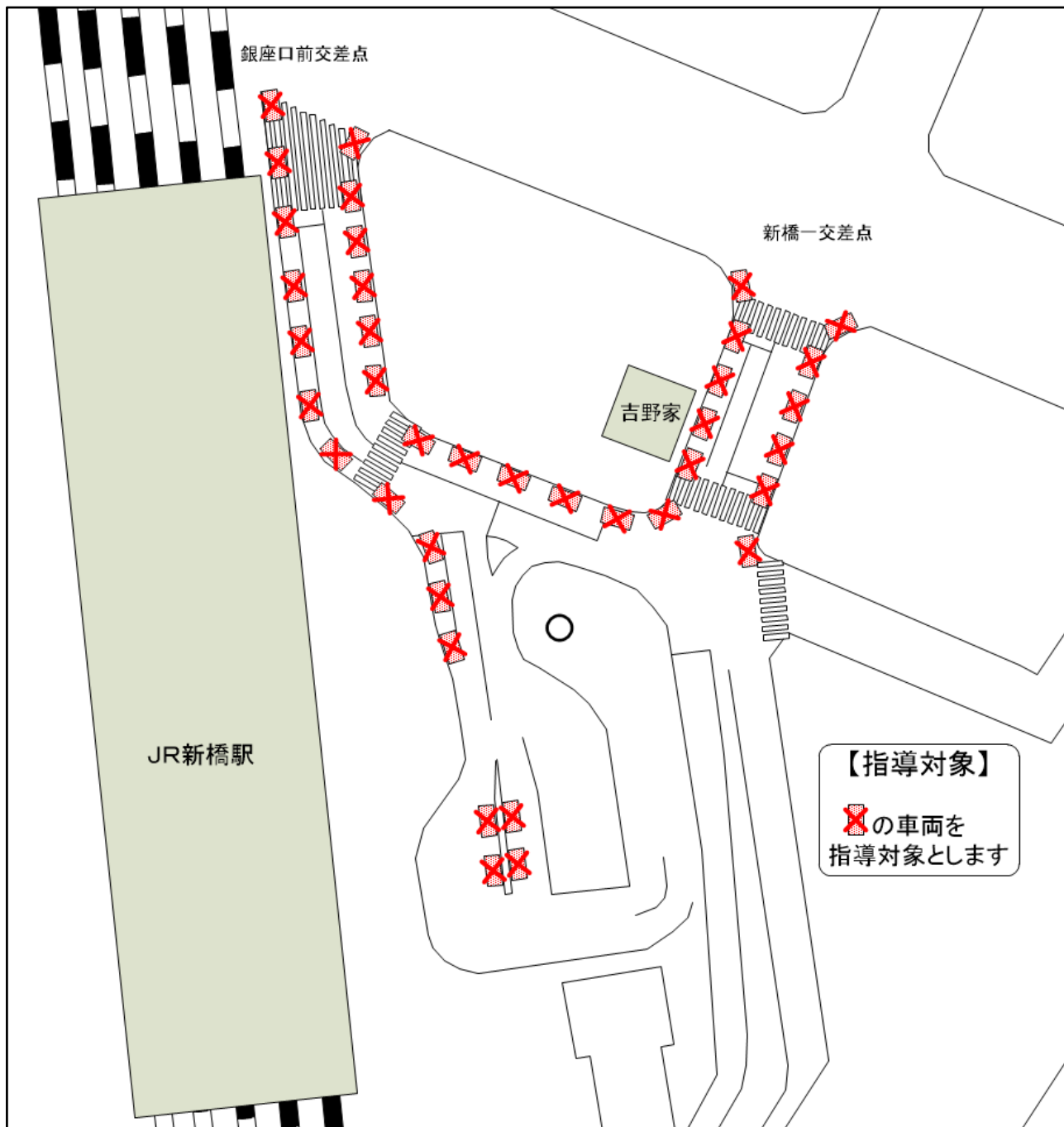
規制時間：土・日、休日、祝日を除く 21 時～翌 1 時

イ 車両進入禁止区間における車両進入の禁止

ロ 空車タクシー進入禁止区間における空車タクシーの進入禁止

ハ タクシー乗り場以外における客待ち待機の禁止

### 新橋駅東口周辺

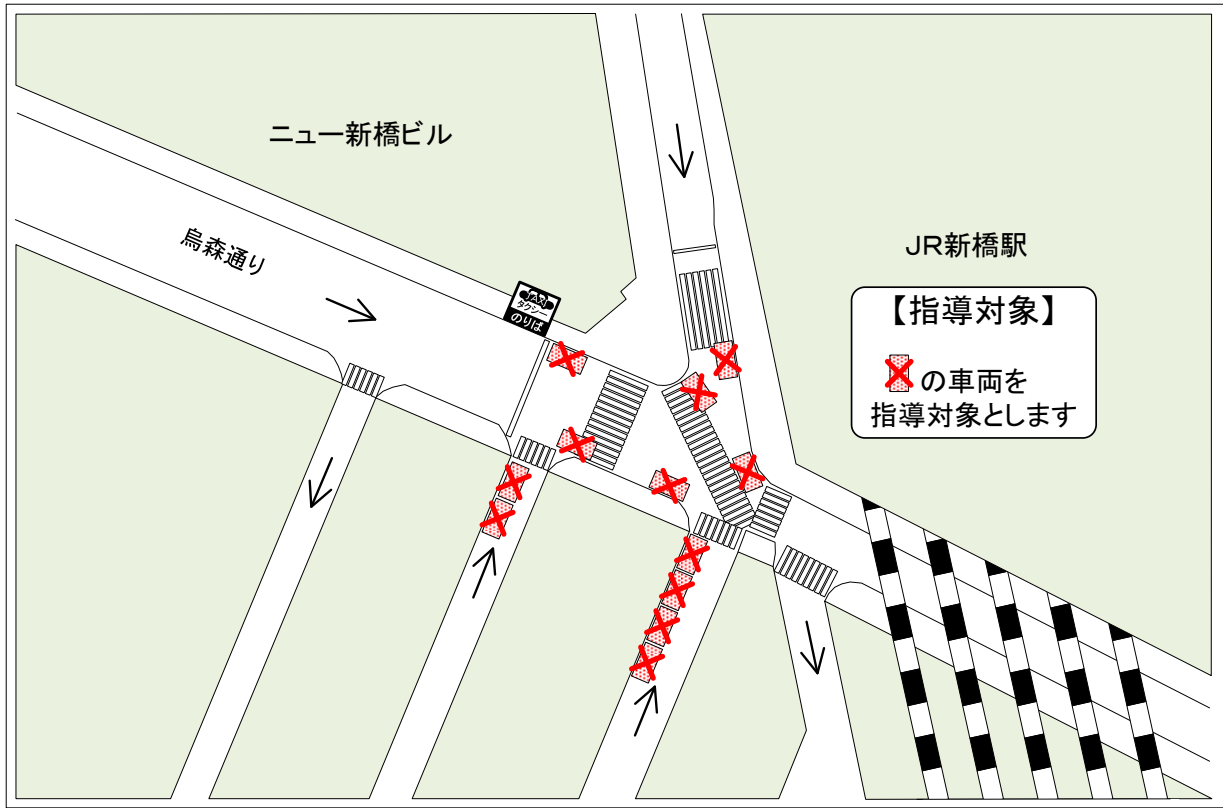


8. 「新橋駅烏森口周辺」

[平成 28 年 9 月 21 日改定]

イ 交差点内、横断歩道上における客待ちの禁止

### 新橋駅烏森口周辺



9. 「銀座・交詢社通り」(昭和通り～中央通り) [平成26年12月11日指定]

- イ 一方通行路における右側駐車禁止
- ロ 交差点、横断歩道における駐車禁止
- ハ 交差点の側端から5メートル以内における駐車禁止
- ニ 横断歩道の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内における駐車禁止

### 銀座・交詢社通り

